

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第二項、第十七条第七項、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条第一項及び第二項、第四十四条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項（同法第六十九条第二項、第七十二条第二項、第七十五条第六項並びに第九十一条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の十九第二項及び第三項、第五十三条第一項並びに第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第一項及び第三項、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第四十一条」に改める。

第一条の二第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同項第十三号中「第三十九条（法第九十一条第二項）」を「第三十九条（同項）」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 道路の占用に係る事項について法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第一条の二第一項第十号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 法第三十九条の九の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第一条の二第二項中「第十号から第十二号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改める。

第一条の三第二項第三号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改める。

第一条の七第一項の表第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項の項中「第五十条第一項」の下に「第四項及び第五項」を加え、同表第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第五十三条

第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項の項中「第二十五条第一項」の下に「、第四十八条の十九第一項」を加え、同表第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項の項中「第五十条第四項及び第五項」を「第五十条第六項及び第七項」に改め、同表第五十条第四項の項中「第五十条第四項」を「第五十条第六項」に改め、同表第五十条第五項の項中「第五十条第五項」を「第五十条第七項」に改め、同条第二項の表中

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

を「読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

に改め、同表第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項の項中「第二十五条第一項」の下に「、第四十八条の十九第一項」を加え、同条第三項の表中

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

を

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

に改

め、同表第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第

一、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項及び第三項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に、「第三十九条の九」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項及び第三項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで」を「第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十三第一項及び第三項、第四十八条の二十四、第四十八条の二十

五第一項から第三項まで、第四十八条の二十六から第四十八条の二十八まで」に、「から第六十九条まで」を、「第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条第一項及び第三項」の下に「第七十二条の二第一項」を加え、同表第四十八条の十八第一項及び第三項の項中「第四十八条の十八第一項」を「第四十八条の二十一第一項」に改め、同表第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項の項中「第五十条第四項及び第五項」を「第五十条第六項及び第七項」に改め、同表第五十条第四項の項中「第五十条第四項」を「第五十条第六項」に改め、同表第五十条第五項の項中「第五十条第五項」を「第五十条第七項」に改め、同条第四項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十六条第一項、第六十

七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七」に、「から第六十九条まで」を「、第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第四十八条の十八第一項及び第三項の項中「第四十八条の十八第一項」を「第四十八条の二十一第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣
第十八条第一項	第十六条又は	第十六条若しくは

<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二</p>		
	<p>決定して</p>	<p>道路管理者」という。）</p>
<p>道路管理者等</p>	<p>決定し、道路管理者は</p>	<p>道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>

項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三條の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五

<p>項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段</p>		
<p>第三十九条の二第一項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）</p>
<p>第三十九条の二第七項</p>	<p>入札占用指針</p>	<p>道路管理者等が入札占用指針</p>
<p>第三十九条の五第二項</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、道路管理者等が</p>
<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき</p>	<p>第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が</p>

	<p>(国土交通省令で定める場合を除く。)は、同項</p>	<p>維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項</p>
<p>第四十七条の二第二項及び第三項</p>	<p>の道路管理者</p>	<p>の道路管理者又は国土交通大臣</p>
<p>第四十七条の五第一項</p>	<p>道路管理者は、第四十六条第一項</p>	<p>第四十六条第一項</p>
<p>第四十七条の八第二項</p>	<p>場合においては</p>	<p>道路管理者等は</p>
<p>第四十八条の十四第一項</p>	<p>、道路管理者 協定を</p>	<p>、道路管理者等 道路管理者等が協定を</p>
	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者等は、道路管理者が</p>

第四十八条の二十一第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者

第二条の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条第一項を次のように改める。

国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならぬ。

一 法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設又は改築に関する工事

二 法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築又は法第十三条第一項の規定による修繕若しくは

災害復旧に関する工事

三 法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事

四 法第十七条第六項の規定による都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事

五 法第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災

害復旧に関する工事

第二条第二項中「工事」を「工事等」に、「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第三条の二第一項中「第三十九条第二項第六号」を「第四十一条第二項第八号」に改める。

第四条第一項中第三十八号を第三十九号とし、第三十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、同

項第三十二号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第三十三号とし、同

項中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中

「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号

中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項

中第二十二号を第二十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号の次に

次の一号を加える。

十五 法第三十九条の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第四条第二項中「工事開始」を「工事の開始」に改め、同項ただし書中「前項第二十九号及び第三十号」を「前項第三十号及び第三十一号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第十五号まで、第十七号、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第三十号まで、第三十三号及び第三十四号」を「第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第五号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項第十号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十五第一項」に改め、同項第十二号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同項第十三号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同項第十四号ただし書中「第三十九条の六第一項」の下に「、第三十九号の九」を加え、同項中第二十七号を第二十八号とし、第十五号から第二十六号までを一号ずつ繰り下

げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第四条の二第二項ただし書中「前条第一項第二十九号及び第三十号」を「前条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

第四条の三第一項中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十一号」に改める。

第五条第四号中「第四十八条の十八第三項」を「第四十八条の二十一第三項」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第六条第一項中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項」に、「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十七第一項」を「第四

十八条の二十第一項」に、「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に、「第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十五第三項」に改め、同条第三項中「又は第三項の規定により」を「若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の規定により」に改め、同項第五号中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同項第六号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同条第四項第一号中「第十五号」を「第十六号」に、「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に、「第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十五第三項」に、「第十八号、第二十号から第二十三号まで及び第二十七号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に改める。

第十九条第一項、第十九条の二第一項及び第十九条の三の二中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改める。

第十九条の十一第一項中「第四条第一項第十七号」を「第四条第一項第十八号」に改める。

第二十条中「第五十条第四項」を「第五十条第六項」に改める。

第二十一条第一項中「法第五十条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第二十三条第四項

及び第五項」を「第二十三条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二十三条第三項及び第五項」を「第二十三条第五項及び第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国土交通大臣が指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第三項及び第七項において「指定区間外国道維持等都道府県負担額」という。）とする。

3 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第七項において「都道府県道等維持等都道府県等負担額」という。）とする。

第二十三条第二項中「第五十条第四項」を「第五十条第六項」に改め、同条第六項中「、分担額」の下に「、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」を加え、同項を同

条第八項とし、同条第五項中「分担額」の下に「、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 国土交通大臣は、指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等維持等都道府県等負担額を通知しなければならない。

第二十六条第一項中「第二十一条第一項、」を「第二十一条第一項及び第二項、」に、「第二項、第五項及び第六項の」を「から第三項まで、第七項及び第八項の」に、「第二十一条第一項中」を「第二十条第一項及び第二項中」に、「同項中「都道府県」を「同条第一項中「都道府県」に、「第二十一条第一項並びに」を「同項並びに」に、「第五項及び第六項中」を「第七項及び第八項中」に改め、「国道新

設等指定市以外の市負担額」との下に、「第二十一条第二項及び第二十三条第三項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額」とを加え、「中「都道府県」」を「及び第二十三条第三項中「都道府県に」」に、「又は「指定市以外の市」と、第二十三条第二項を「に」又は「指定市以外の市」と、同条第二項」に、「同条第五項中「分担額」を「同条第七項及び第八項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」に、「又は分担額」と、同条第六項」を「それぞれ「又は指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額」と、同項」に改め、「、「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは「、「国道新設等国庫負担額」と」を削り、同条第二項中「第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項まで」を「第二十一条第三項及び第四項」を「第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第六項までの規定」に、「第二十一条第二項並びに第二十三条第三項及び

び第五項」を「第二十一条第三項及び第二十三条第四項中「都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第五項及び第七項」に、「第二十一条第三項並びに第二十三条第四項及び第五項」を「第二十一条第五項並びに第二十三条第六項及び第七項」に、「施設等改築負担基本額」を「指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」に、「施設等改築負担基本額」を「それぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」に改める。

第三十条の五中「第四条第一項第二十七号」を「第四条第一項第二十八号」に改める。

第三十五条の四中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同条を第三十五条の六とし、第三十五条の三を第三十五条の五とする。

第三十五条の二の次に次の二条を加える。

（指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準）

第三十五条の三 法第四十四条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定

める基準は、次のとおりとする。

一 指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。

二 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

（損失補償の裁決申請手続）

第三十五条の四 法第四十四条第七項（法第六十九条第二項、第七十二条第二項、第七十五条第六項並びに第九十一条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）又は第七十条第四項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所

二 相手方の氏名及び住所

三 損失の事実

四 損失の補償の見積り及びその内訳

五 協議の経過

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とし、第三十八条を第三十七条とし、第三十八条の二を第三十八条とする。

第三十九条第二項第二号中「の指定をし」を「を指定し」に改め、同項第十三号中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「第五項」を「第七項」に改め、「分担額」の下に「指定区間外国道維持等都道府県負担額（指定区間外国道維持等指定市負担額及び指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）」、都道府県道等維持等都道府県等負担額（都道府県道等維持等指定市等負担額及び都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額を含む。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第五十条第四項」

を「第五十条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 法第四十八条の十七第一項の規定により重要物流道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

四 法第四十八条の十九第一項第一号口の規定により重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路を指定すること。

第三十九条を第四十一条とする。

第三十八条の四第一号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第八項」に、「第三十六条」を「第三十五条の四」に改め、同条第二号中「第三十六条」を「第三十五条の四」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条の三第一項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同条第二項中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条を第三十九条とする。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第二条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」に改める。

第十五条第一項の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項」の下に「、第三十九条の九」を、「第四十四条第四項」の下に「から第七項まで」を加え、「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に、「第六十九条」を「第六十九

条第一項」に改め、「第七十二条の二第二項」の下に「及び第二項」を加え、同表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十七号」に、「第十七条第一項第二十二号」を「第十七条第一項第二十三号」に改め、同表第七十一条第四項の項中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第

四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第一百三十三条第四号及び第五号、第一百四条第一号、第三号及び第四号、第一百五条、第一百六条第一号の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を、「第二項及び第四項」の下に「から第七項まで」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項」を「第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項」に、「第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで」を

「第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで」に、「から第六十九条まで」を「第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第一百三条第四号及び第五号」を「第一百三条第二号、第五号及び第六号」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「第四十条の二第八項」を「第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項」に、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第四十八条の五第二項の項の次に次のように加える。

第四十八条の十七第二項

道路管理者（国土交通大臣である

有料道路管理者

道路管理者を除く。）

第十五条第二項の表第七十一条第四項の項中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改める。

第十六条中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第

二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改め、同条の表第二十三条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項の項中「第四十二条第一項」の下に「、第七十条第三項及び第四項」を加え、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項」の下に「、第三十九条の九」を、「第四十四条第四項」の下に「及び第六項」を加え、「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第四十条の項の次に次のように加える。

<p>第四十四条第五項及び第七項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第九十一条第三項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国</p>	<p>機構</p>
--	--------------	----------	-----------

第十六条の表第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十七号」に、「第十七条第一項第二十二号」を「第十七条第一項第二十三号」に改め、同表第六十九条、第七十二条第一項及び第三項、第九十一条第三項の項及び第七十条第三項及び第四項の項を削る。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付けの条件の基準）」に改める。

第五条中「第六条第七項」を「第七条第七項」に改め、同条を第七条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(特定連絡道路工事施行者の要件)

第五条 法第五条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定連絡道路に関する工事に関し、道路の構造及び交通の状況その他当該特定連絡道路及び周辺の状況に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。

二 前号の工事実施計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

三 特定連絡道路に関する工事を適確に行う能力を有する者であること。

(特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準)

第六条 法第五条第一項の規定による国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2 法第五条第一項の規定による国の貸付金に係る同項の規定による都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。

二 貸付けを受ける特定連絡道路工事施行者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該特定連絡道路工事施行者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定連絡道路工事施行者の事務所の他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第四条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の

七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第四十八条の二十から第四十八条の二十二まで、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百三十三条第四号及び第五号、第一百四条第一号、第三号及び第四号、第一百五条、第一百六条第一号の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を加え、「、第二項及び第四項」を「、第二項、第四項及び第六項」に、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項」を「第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項」に、「第四十八条の二十から第四十八条の二十二まで、第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七」に改め、「第六十八条」の下に「、第七十条第三項及び第四項」を、「第七十

二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第百三条第四号及び第五号」を「第百三条第二号、第五号及び第六号」に改め、同表第二十四条の項中「又は第十九条から第二十二条の二まで」を「第十九条から第二十二条の二まで又は第四十八条の十九第一項」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「第三十九条第一項」の下に「、第四十四条第五項及び第七項」を、「第四十四条の二第八項」の下に「、第四十八条の七第一項」を加え、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第三項及び第四項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項の項中「第三十九条第一項」の下に「、第四十四条第五項及び第七項」を加え、「第六十九条、第七十条第三項及び第四項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項の項中「第四十八条の十八第三項」を「第四十八条の二十一第三項」に改め、同表第四十七条の八第二項、第四十条の十八第三項の項中「第四十八条の十八第三項」を「第四十八条の二十一第三項」に改め、同表第四十八条の二十三の項中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同表第百三条の項中「

第百三条」を「第百五条」に改める。

第十三条の表第三条の二第一項、第十九条第一項から第三項まで、第十九条の二第一項の項中「第十九条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一号」を加え、同表第三十八条の項中「第三十八条」を「第三十七条」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十五号中「第四十八条の十九」を「第四十八条の二十二」に改める。

（道路構造令の一部改正）

第六条 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「あたつて」を「当たつて」に、「又は」を「若しくは」に改め、「第四種第一級の普通道路」の下に「又は重要物流道路（法第四十八条の十七第一項の規定により指定された重要物流道路をいう。以下同じ。）である普通道路」を加え、「のせられ」を「載せられ」に改め、同条第二項の表セミトレーラ連結車の項中「三・八」の下に「（重要物流道路であつては、四・一）」を加え

る。

第十二条第一句中「普通道路にあつては四・五メートル」を「重要物流道路である普通道路にあつては四・八メートル、その他の普通道路にあつては四・五メートル」に改め、「の普通道路」の下に「（重要物流道路である普通道路を除く。）」を加え、「普通道路にあつてはH」を「重要物流道路である普通道路にあつてはH（四・一メートル未満の場合においては、四・一メートルとする。）から四・一メートルを減じた値、その他の普通道路にあつてはH」に改める。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第七条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第八条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十四号」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第八条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(福島復興再生特別措置法施行令の一部改正)

第九条 福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第百十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号若しくは第三十号」を「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号(同法)」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号(道路法)」に改め、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年九月三十日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、第六条の規定による改正後の道路構造令第四条及び第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の項第一号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第八項」に、「第三十六条」を「第三十五条の四」に改め、同項第二号中「第三十六条」を「第三十五条の四」に改める。

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第四条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十号、第三十三号及び第三十四号」を「第三十一号、第三十四号及び第三十五号」に改める。

(山村振興法施行令の一部改正)

第五条 山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三

十一号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第六項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法）」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法）」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第六条 豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法）」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法）」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（半島振興法施行令の一部改正）

第七条 半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号

又は第二十四号」に改め、同条第六項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法）」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法）」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第八条 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第六項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法）」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法）」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第九条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改める。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第十条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第十八号、第十九号」を「第十九号、第二十号」に、「同法」を「道路法」に、「第二十四号」を「第二十五号」に、「第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号」を「第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号」に改め、同条第二項中「第十八号又は第十九号」を「第十九号又は第二十号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第十一条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「同項第二十四号」を「同項第二十五号」に改め、同条第三項中「第四条第一項第二十二号及び第二十三号」を「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第四項中「第二項の権限又は」を削り、「第四条第一項第二十二号及び第二十三号」を「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」に、「同項第三十一号」を「同項第三十二号」に改め、「掲げる権限」の下に「又は第二項の権限」

を加える。

第十一条第一号中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第十八号、第十九号、第二十号」に、「第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号（同法）」を「第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号（道路法）」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第十九号又は第二十号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代りに関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法）」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法）」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第十四条 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号若しくは第三十号」を「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法）」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法）」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

理由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限に占用物件の維持管理に係る措置命令の権限を追加する等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。